昭和43年10月1日第3種郵便物認可　通巻707号（毎月1日発行）平成24年10月1日

CHUOKAI MONTHLY 2012

中小企業静岡

OCTOBER 10 No.707

■ 特　集

中小企業における 環境ビジネスへの取り組みと 連携の模索について

■ クローズアップインタビュー

協同組合まちづくり案内人・和座
川口良子 理事長

■ シリーズ「くみあい百景」

ITはまなこ協同組合

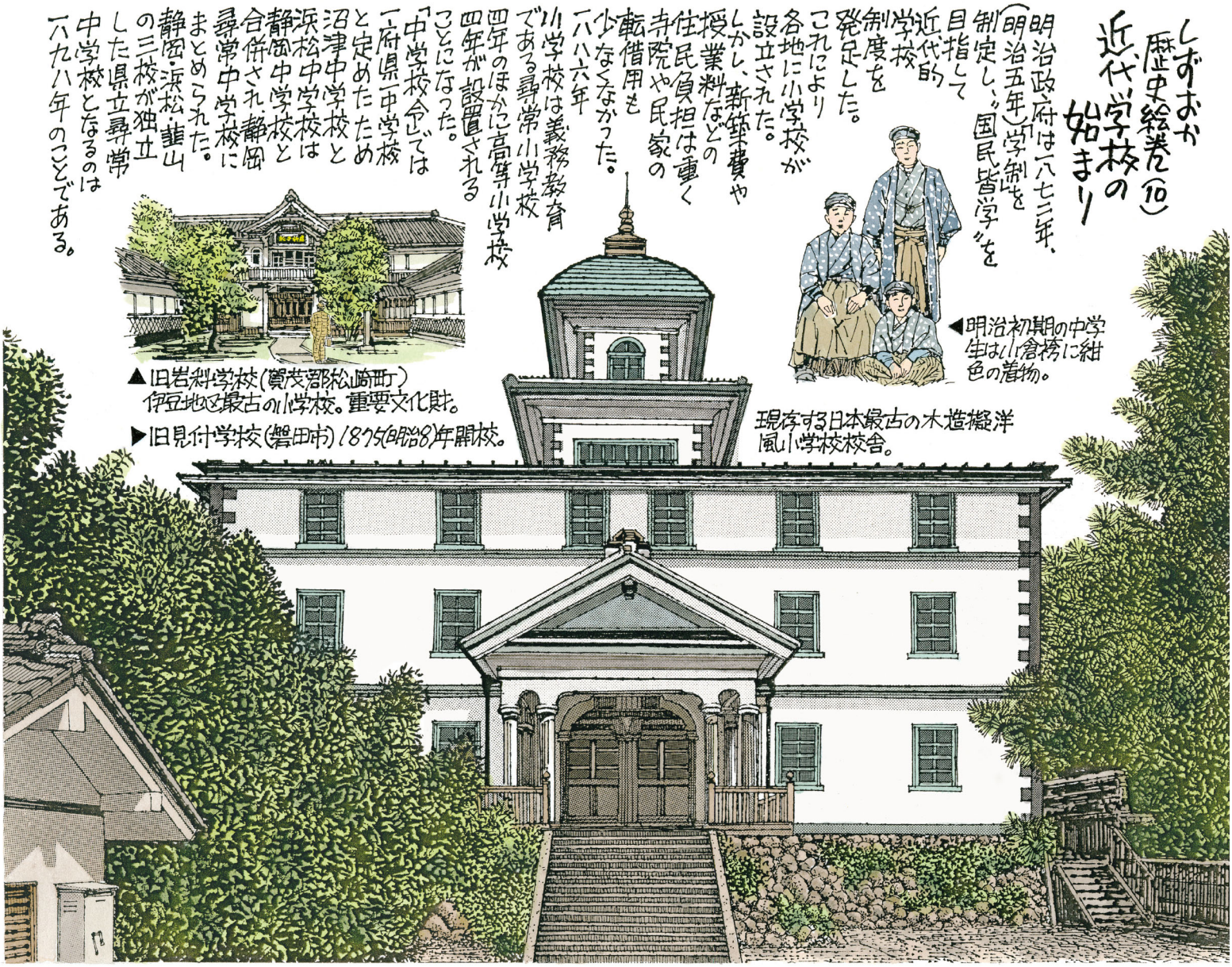

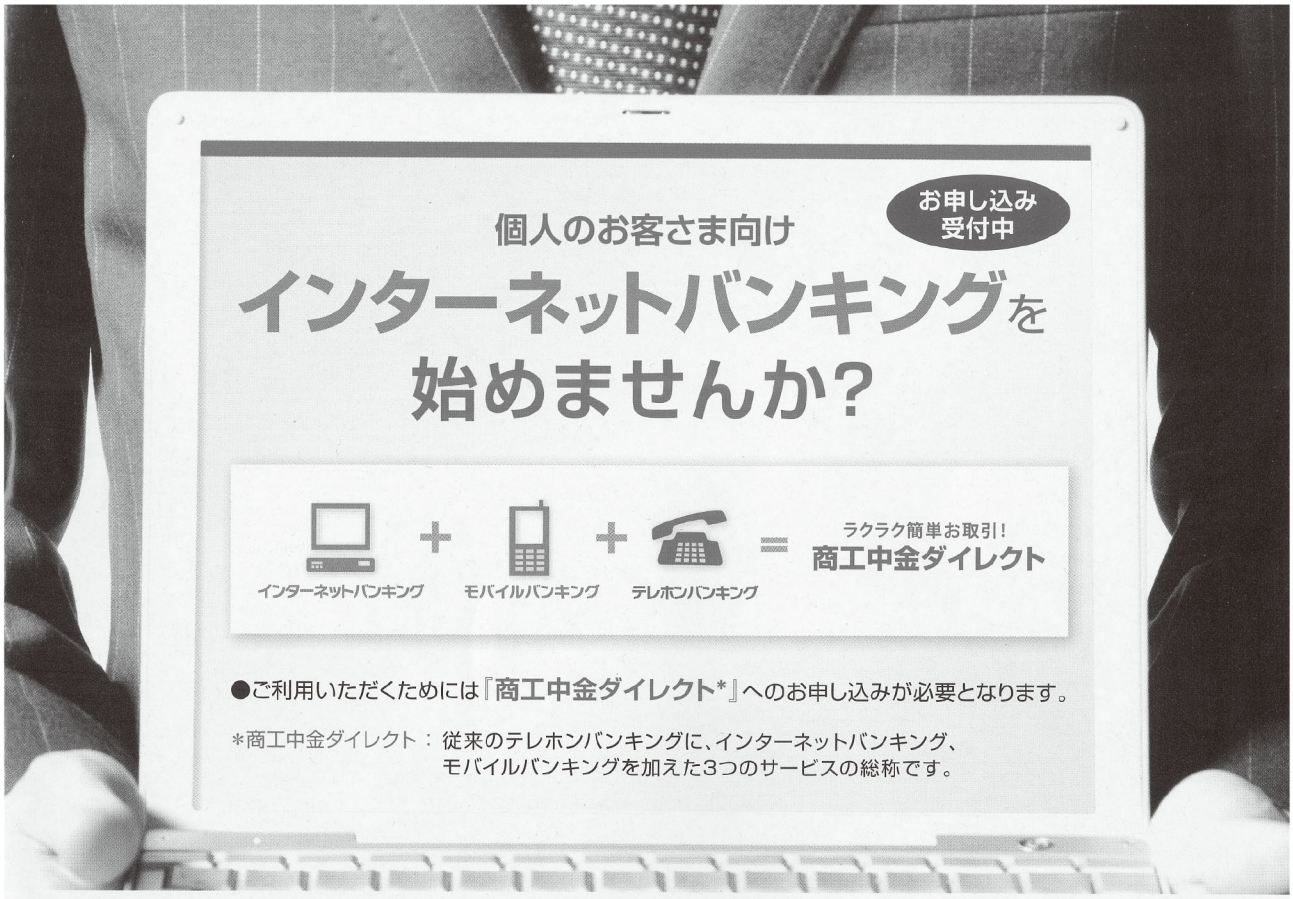

インターネットバンキング、モバイルバンキングの主な特徴

POINT 1 お客さまのパソコン（インターネットバンキング）、携帯電話（モバイルバンキング）でラクラク簡単にお取り引きいただけます（原則24時間ご利用いただけます）。

POINT 2 基本使用料は無料、専用ソフトも不要です。

POINT 3 新型定期預金「マイハーベスト」等の定期預金のお預け入れの他、お振込・お振替、残高照会、入出金明細照会などがご利用いただけます。

* インターネットバンキング、モバイルバンキングはシステムメンテナンス等によるサービス利用停止期間がございます。
* モバイルバンキングでは、定期預金のお預け入れ等一部のサービスはご利用いただけません。
* 「商工中金ダイレクト」は**総合口座**をお持ちの個人のお客さま向けのサービスです。債券総合口座通帳をお持ちのお客さまは、総合口座通帳へお切り替えいただく必要があります。また法人、個人事業主の方が事業でご利用する場合は、法人のお客さま向けの「商工中金ビジネスWeb」をご利用ください。
* 「商工中金ダイレクト」をご利用いただくには、お申し込み手続きが完了し、契約者カードがお手元に届いている必要があります。商工中金ダイレクトのお申し込みをいただいてから契約者カードがお手元に届くまで2週間程度かかる場合がございます。あらかじめご了承下さい。
* ご利用いただくには、インターネットに接続できるパソコン（もしくは携帯電話）とEメールアドレスが必要です。お客さまのパソコンのご利用環境や携帯電話の機種によっては、ご利用いただけない場合もございます（モバイルバンキングをご利用になる場合も、インターネットバンキングによる初期設定が必要となります）。

サービスの概要やご利用いただく上での留意事項につきましては、当金庫ホームページをご覧下さい。

お問い合わせ 商工中金ダイレクトバンキングセンター
0120-299-233（平日 9:00～19:00） http://www.shokochukin.co.jp/

人を思う。未来を思う。
商工中金

中小企業静岡
10
OCTOBER
No.707

●インターネットでもご覧いただけます
中央会静岡 検索
トップページ右上の
「今月の中小企業静岡」をクリック！
http://www.siz-sba.or.jp/library/chusho-kigyo/1210/index.html

目 次 INDEX

特　集　中小企業における 環境ビジネスへの取り組みと 連携の模索について　2

クローズアップインタビュー　地域の方々を的確に導く まちづくりの“サポーター”
協同組合まちづくり案内人・和座　川口良子（りょうこ） 理事長

11

Business Report　安心して働ける職場づくりを 胆管がん防止セミナーを開催 ほか

12

Topics　平成24年 静岡県内組合の総会事情　14

景況ウォッチ　8月の情報連絡員月次景況調査より　18

ネットワーク　中小企業向け BCP基礎セミナー ほか　20

シリーズ「くみあい百景」　組合員の特性を活かして 企業のIT業務を幅広く支援する
ITはまなこ協同組合

22

読者プラザ　静岡県西部青年中央会　松下敏雄

24

表紙絵／近藤よしひろ

特集

中小企業における
環境ビジネスへの取り組みと連携の模索について

東日本大震災以降、国民の環境・エネルギー問題への関心が高まる一方、企業にも環境に配慮した経営が求められている。こうした中、多くの企業で省エネルギーや環境性能に優れた製品を開発する新たな動きも見られる。

また、政府においては、「日本再生戦略」のなかで、環境分野のイノベーション、すなわち、グリーンイノベーションを促進し、環境関連分野における市場の拡大や雇用の創出を推進するとともに、今年7月からは再生可能エネルギーの固定価格買取制度がスタートした。

このように、環境産業のすそ野は拡大傾向にあり、中小企業にとって、環境ビジネスは大きなビジネスチャンスとなることが期待されている。

特集では、昨年度、本会が実施した環境ビジネスへの中小企業の取り組みに関する調査や先進事例調査を踏まえ、今後成長が見込まれるこの分野への展開を図るための課題や展望、連携手法などについて紹介する。

Ⅰ.県内企業の環境ビジネスへの取り組みに関するアンケート調査の概要

静岡県内の中小企業に対し、環境ビジネスへの取り組みの現状、その際の課題や他機関との連携、支援機関の活用状況に関するアンケート調査を実施した。

対象は、県内の中小企業八〇一社で、平成二三年一一月に郵送により調査。三一四社から回答を得た（回答率三九.二％）。

なお、”環境ビジネス“とは、以下のような分野の製品・サービスの提供とする。

（例）再生可能エネルギー、蓄電池、次世代自動車、情報システムの低消費電力化、モーダルシフト、省エネ家電、スマートグリッド、レアメタル・レアアース、資源リサイクル、エコ住宅、ヒートポンプ、次世代照明、既存品の省エネ化など

（1）環境ビジネスへの取り組みの現状

①環境ビジネスのとらえ方について

■九割以上の企業が、環境ビジネスの将来性を有望視している。

環境ビジネスの将来性について尋ねたところ、「ある程度有望な市場である」と回答した企業が五九.五％と最も多く、「きわめて有望な市場である」の三五.五％がこれに続いた（図表①）。

「きわめて有望な市場である」と「ある程度有望な市場である」と回答した企業を合わせると九五.〇％に達しており、ほとんどの企業が環境ビジネスの将来性を有望視していることが分かる。

図表① 環境ビジネスの将来性について
回答数：278社（不明の38社を除く）

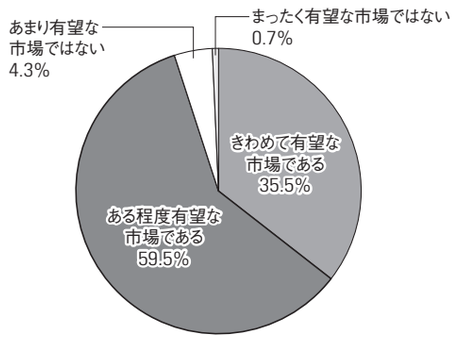

②環境ビジネスの取り組み状況

■六割半ばの企業が、環境ビジネスへの取り組みに意欲を示している。

環境ビジネスの現在の取り組み状況を見てみると、「現在取り組んでおり、今後も注力したい（五二.二％）」と「現在取り組んでいるが、今後は撤退する予定である（〇.三％）」を合わせて五二.五％と過半数を占めている。

24年10月号_本文.indd 2 12/09/28 14:09

今後については、「現在取り組んでおり、今後も注力したい（五二.二％）」と「現在取り組んでいないが、今後取り組みたい（一三.八％）」を合わせると、六六.〇％の企業が、環境ビジネスへの取り組みに意欲を示していることが分かる（図表②）。

環境ビジネスの取り組み状況を業種別で見ると、製造業では、「現在取り組んでおり、今後も注力したい（四二.九％）」と「現在は取り組んでいないが、今後取り組みたい（一六.八％）」を合わせると、五九.七％であった（図表③）。

これに対し、非製造業では、「現在取り組んでおり、今後も注力したい（六四.六％）」と「現在は取り組んでいないが、今後取り組みたい（九.〇％）」を合わせると、七三.六％に及んでおり、非製造業の方が環境ビジネスへの取り組みに意欲的といえる。

図表② 環境ビジネスへの取り組み状況
回答数：312社（不明の2社を除く）

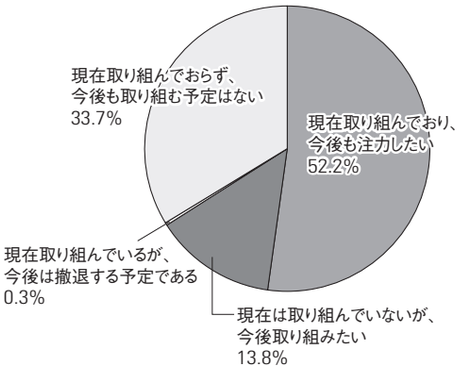

また、売上規模別にみてみると、一〇億円以上の企業では、「現在取り組んでおり、今後も注力したい（五一.三％）」と「現在は取り組んでいないが、今後取り組みたい（一六.五％）」を合わせると、六七.八％であった。これに対し、一億円未満の企業では、「現在取り組んでおり、今後も注力したい（六五.〇％）」と「現在は取り組んでいないが、今後取り組みたい（一二.五％）」を合わせると、七七.五％に及んでおり、とりわけ売上規模の小さい企業で、環境ビジネスに商機を見出しているといえる。

図表③ 業種別、売上規模別にみた環境ビジネスの取り組み状況

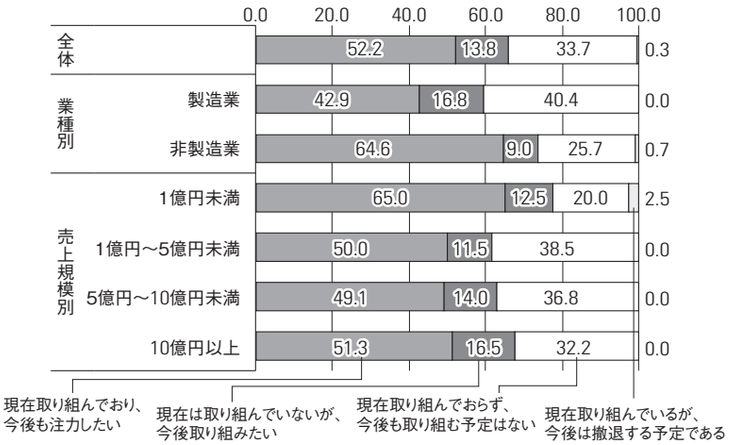

③環境ビジネスの取り組み分野

■現在取り組んでいる分野は「資源リサイクル」、今後取り組みたい分野は「再生エネルギー」が最も多い。

環境ビジネスへの取り組み分野について見てみると、現在取り組んでいる環境ビジネスの分野としては「資源リサイクル」が三八.四％と最も多く、これに「再生可能エネルギー（二三.二％）」、「既存製品の省エネ化（一六.五％）」が続いた（図表④）。

また、今後取り組みたい環境ビジネスの分野については、「再生可能エネルギー」が一六.〇％と最も多かった。そのほか、「次世代自動車（一四.六％）」、「資源リサイクル」「蓄電池」（各一二.六％）が上位に挙げられた（図表⑤）。

図表④ 現在取り組んでいる環境ビジネスの分野　回答数：164社（複数回答）

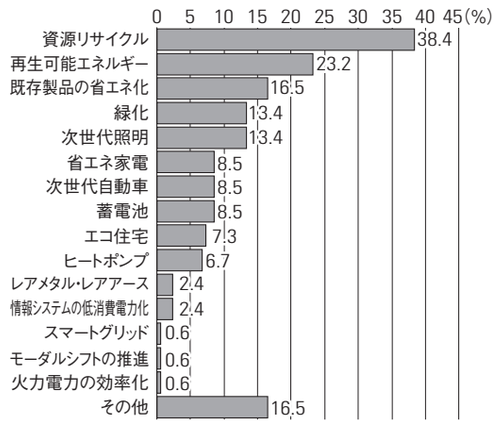

24年10月号_本文.indd 3 12/10/02 10:00

④環境ビジネスに取り組む理由

■環境ビジネスに取り組む理由としては、「市場の将来性が見込める」、「既存技術の応用が可能である」が多く挙がった。

環境ビジネスに取り組む理由について見ると、すでに取り組み始めた理由としては「市場の将来性が見込める」が五〇.〇％と半数を占め、「既存技術の応用が可能である（四八.二％）」、「社会貢献の意識（四〇.九％）」がこれに続いた（図表⑥）。

また、現在は取り組んでいないが、今後環境ビジネスに取り組みたい理由としても、「市場の将来性が見込めるため」が六五.一％と過半数を占めており、「社会貢献の意識から」「既存技術の応用が可能である」（各四一.九％）が続いた（図表⑦）。

図表⑤ 今後取り組みたい環境ビジネスの分野
回答数：206社（複数回答）

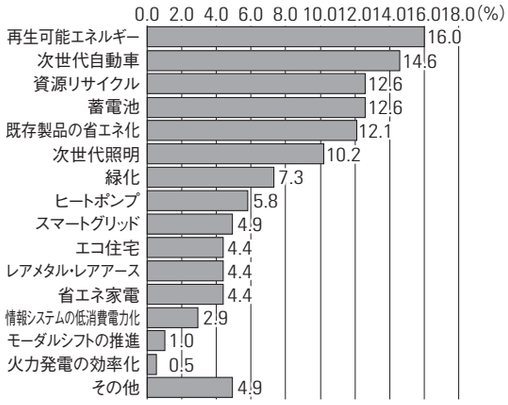

⑤環境ビジネスの進捗状況

■「すでに十分な利益を上げている」企業は一割強に留まっている。

環境ビジネスの進捗状況について見てみると、「売上はあるが、利益を上げるまでに至っていない（三六.〇％）」が最も多く、これに「収支が拮抗している（二四.七％）」が続いた。

一方で、「すでに十分な利益を上げている」企業は一三.三％に留まっており、環境ビジネス分野で成功を収めている企業は、現段階では一部に限られている（図表⑧）。

図表⑥ 現在の環境ビジネスに取り組み始めた理由
回答数：164社（複数回答）

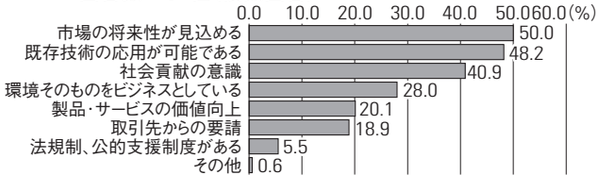

図表⑦ 今後環境ビジネスに取り組みたい理由
回答数：43社（複数回答）

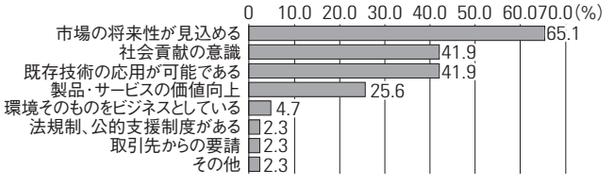

(2)環境ビジネスに取り組む際の課題と他機関との連携、支援機関の活用状況

①環境ビジネス市場全体の課題

■市場全体の課題としては、「市場の先行きが予測できない」、「国等の支援が不足している」を挙げる企業が多い。

「現在、環境ビジネスに取り組んでいる」、または「今後、環境ビジネスに取り組みたい」と回答した企業二〇七社を対象に、環境ビジネス市場全体の課題を尋ねたところ、「市場の先行きが予測できない」との回答が四六.四％と最多で、「国等の支援が不足している（三六.七％）」が続いた。そのほか、「消費者やユーザーの関心が低い（二四.

図表⑧ 環境ビジネスの進捗状況
回答数：150社（不明の14社を除く）

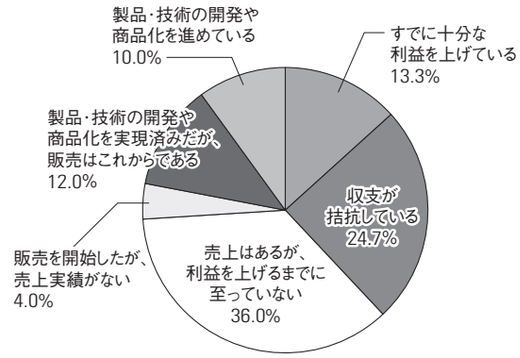

24年10月号_本文.indd 4 12/09/28 14:09

二％）」を挙げる企業も多かった（図表⑨）。

図表⑨ 環境ビジネス市場全体の課題
回答数：207社（複数回答）

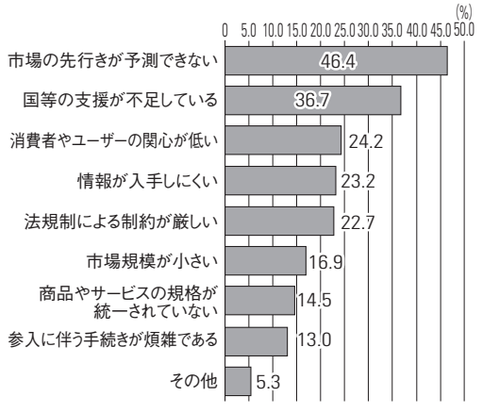

②環境ビジネスを実施するにあたっての他企業・大学等との連携とその内容

■他企業や大学と連携している企業は三割半ばに留まっている。

■連携内容は「情報収集・提供」、「技術提携・技術相談」「共同研究開発」を挙げる企業が多い。

環境ビジネスを実施するにあたっての他企業・大学との連携状況を見てみると、「連携している」と回答した企業は三四・九％に留まり、「連携していない」と回答した企業が六五・一％を占めた（図表⑩）。

また、「他企業や大学との連携」で、「連携している」と回答した六八社を対象に、具体的な連携内容について尋ねたところ、「情報収集・提供」と回答した企業が六三・二％と最も多く、これに「技術提携・技術相談」の五一・五％、「共同研究開発」の五〇・〇％が続いた（図表⑪）。

図表⑩ 環境ビジネスを実施するにあたっての他企業・大学との連携状況
回答数：195社（不明の12社を除く）

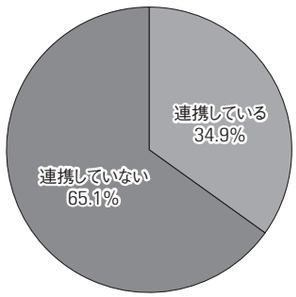

図表⑪ 環境ビジネスで取り組んでいる連携内容　回答数：68社（複数回答）

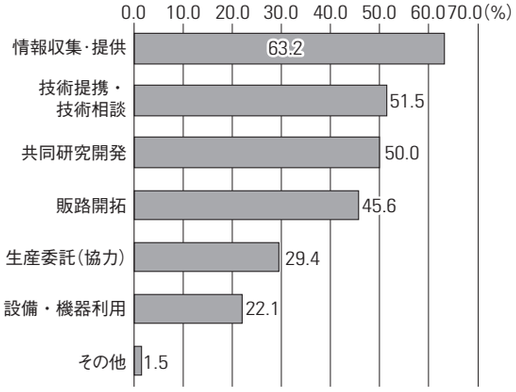

また、最も回答割合の高かった「情報収集・提供」の連携先機関としては、「県外・異業種企業」、「県外・同業他社」がそれぞれ三二・六％で一番多く、これに「県内・異業種企業」、「県内同業他社」がそれぞれ二五・六％と続く格好となった（図表⑫）。

二番目に回答割合の高かった「技術提携・技術相談」は、相談先は「県内・大学等研究機関」、「県外・異業種企業」がそれぞれ三四・三％と最も多く、これに「県外同業他社」の二五・七％が続いた（図表⑬）。

図表⑫ 情報収集・提供の連携先
回答数：43社（複数回答）

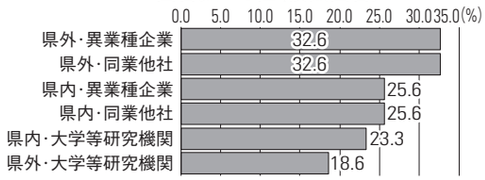

図表⑬ 技術提携・技術相談の連携先
回答数：35社（複数回答）

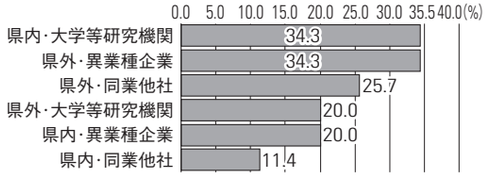

④環境ビジネスに取り組むにあたっての支援機関の活用状況

■支援機関を活用している企業は三割弱に留まっている。

環境ビジネスを実施するにあたっての支援機関の活用状況を見ると、「活用して

24年10月号_本文.indd 5 12/10/02 10:00

いる」と回答の企業は二八.五％に留まる一方、「活用していない」と回答の企業は七一.五％と高い割合を占めた（図表⑭）。

従業員規模別の支援機関の活用状況を見てみると、「一〇人未満」で、支援機関を活用している企業が四八.八％と高くなっており、規模の小さな企業が支援機関を積極活用している様子が読み取れる（図表⑮）。

図表⑭ 環境ビジネスに取り組むにあたっての支援機関活用の有無
回答数：193社（不明の14社を除く）

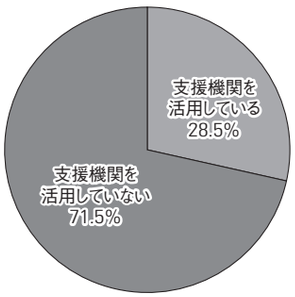

図表⑮ 従業員規模別に見た支援機関の活用状況

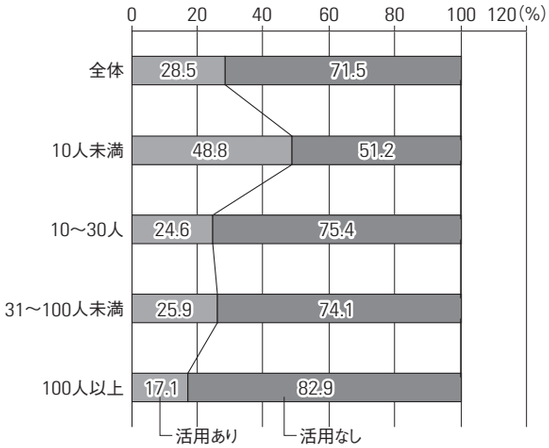

⑤活用している支援機関について

■活用している支援機関は「金融機関」「公的機関」「研究機関」が多い。

「環境ビジネスを実施するにあたり活用している支援機関について」の設問で、「活用している」と回答した企業五六社を対象に、活用している支援機関について尋ねたところ、「金融機関」と回答した企業が四二.九％と最も多く、「工業技術研究所等公的機関（三九.三％）」、「大学等研究機関（三七.五％）」と続いた（図表⑯）。この他、「中央会・商工会議所等（二八.六％）」、「行政（二六.八％）」と回答の企業も多かった。

図表⑯ 活用している支援機関
回答数：56社（複数回答）

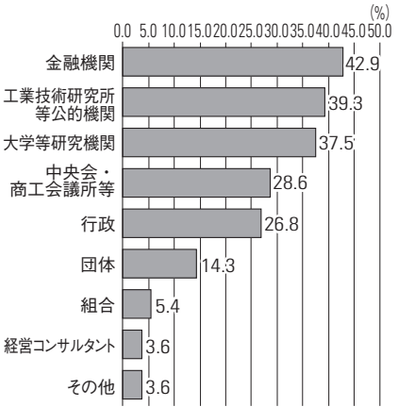

⑥支援機関に期待する支援について

■期待する支援は「情報提供」が過半数を占め、「ビジネスマッチング・交流会の開催」「資金面の援助」が続いた。

今後、環境ビジネス事業に関して、支援機関に期待する支援内容を尋ねたところ、「情報提供」が五一.二％と過半数を占めた。以下、「ビジネスマッチング・交流会の開催（三一.四％）」、「資金面の援助（三〇.〇％）」と続いた（図表⑰）。

図表⑰ 支援機関に期待する支援
回答数：207社（複数回答）

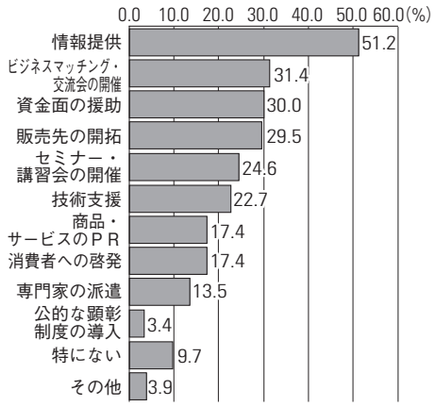

Ⅱ.環境ビジネスへの展開と支援の方向性

(1)環境ビジネスへの展開は「連携」がカギを握る

①経営資源に限りがある中小企業では他企業や大学との連携が重要

中小企業にとって、独力で環境ビジネス分野へ進出し、十分な成果を得ることは難しい。今回の調査でも、環境ビジネスに取り組む際の自社の課題に、「専門知識を持つ人材がいない」、「自己資金が十分でない」などが多く挙がった（図表⑱）。

24年10月号_本文.indd 6 12/10/02 10:00

こうした資源は、他企業、大学との連携で補うことが重要となる。今回の調査結果では、他企業や大学と連携している企業は三割半ばだが、環境ビジネスの進捗状況と連携の関係で見ると、「すでに十分な利益を上げている」企業のうち「連携している」のは五五〇％と、全体に比べ二〇％近く高い（図表⑲）。このように、環境ビジネス分野では、連携が成功のカギを握っているといえる。

図表⑱ 環境ビジネスに取り組む際の自社の課題
（上位５項目）

順位	課　題	（%）
1	専門知識を持つ人材がいない	37.7
2	自己資金が十分でない	36.7
3	商品・技術の優位性を証明しにくい	29.5
4	欲しい設備が高額である	27.5
5	他社との競合が激しい	26.1

図表⑲ 環境ビジネスの進捗状況と他企業・大学との連携の有無

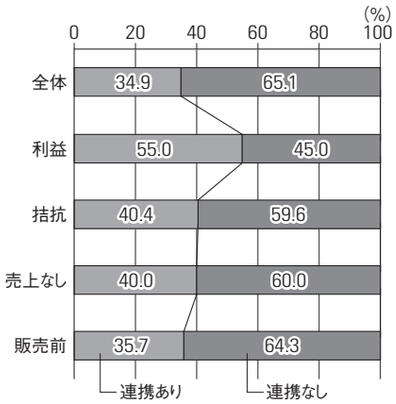

②多様な連携を図ることで、不足する経営資源を補う

不足する経営資源を補うためには様々な連携が考えられるが、今回の調査結果では、現在取り組んでいる連携内容として「情報収集・提供」、「技術提携・技術相談」、「共同研究開発」などが多く挙がった。

研究開発に割ける時間や費用が限られている中小企業にとって、豊富な知識を持つ大学と共同で研究開発を行う、また、一緒になって技術的課題を解決していくことは非常に有効であるといえる。

また、同業種企業、異業種企業では、「情報提供・収集」、「販路開拓」を挙げる企業が多かった。環境ビジネスでは規格や規制が変化することも多いため、企業間の連携では、市場概況や技術開発動向の情報交換が重要となる。また、環境ビジネスはビジネスの範囲が非常に広いため、地域や業種にとらわれない企業間連携によって、販路開拓をしていくことも有効となる。

このように、環境ビジネスを展開する企業には、他企業や大学との連携を効果的に組み合わせることによって、自社に不足する経営資源を補うことが望まれる。

③協同組合など組織形成による事業展開も効果的

連携の手段として、協同組合などの組織形成も考えられる。組織化により公的な補助金を活用することも可能となり、資金面での課題に対応できる。八ページの事例にある協同組合プロードでは、福井県、福井県中央会、中小企業基盤整備機構などの支援機関を有効に活用し、六年間にわたり助成を受けることで「モニュメント型風力発電」の開発に至っている。

また、組織化によって、販路や人材面での課題解決が図られる。同じく八ページの事例に掲載のエコシフト技術工事協同組合では、全国二〇〇近くの企業が加盟していることで共通部品の大量購入により部材調達コストを削減し、価格競争力を向上させた。さらには、組合出資の「太陽光発電工事専門校」も設立し、専門知識を持つ人材の育成にも務めている。

(2)環境ビジネスの展開での中央会による支援の方向性

①支援体制の全体像

中小企業が環境ビジネスを展開していくために、次ページの図表⑳のような中央会による支援体制が求められている。経営資源に限りがある中小企業は、専門知識を有する大学や自社にない技術や販路を持つ他企業と連携し、経営資源を補う必要がある。

そこで、中央会が、中小企業や大学など最適な連携相手と出会えるよう働きかけ、必要に応じて組合など連携組織の形成を促す。

②環境ビジネスに関する情報提供機能の強化

アンケートでは、支援機関に期待する支

24年10月号_本文.indd 7 12/09/28 14:09

図表⑳ 中央会による環境ビジネスの展開に向けた支援のイメージ

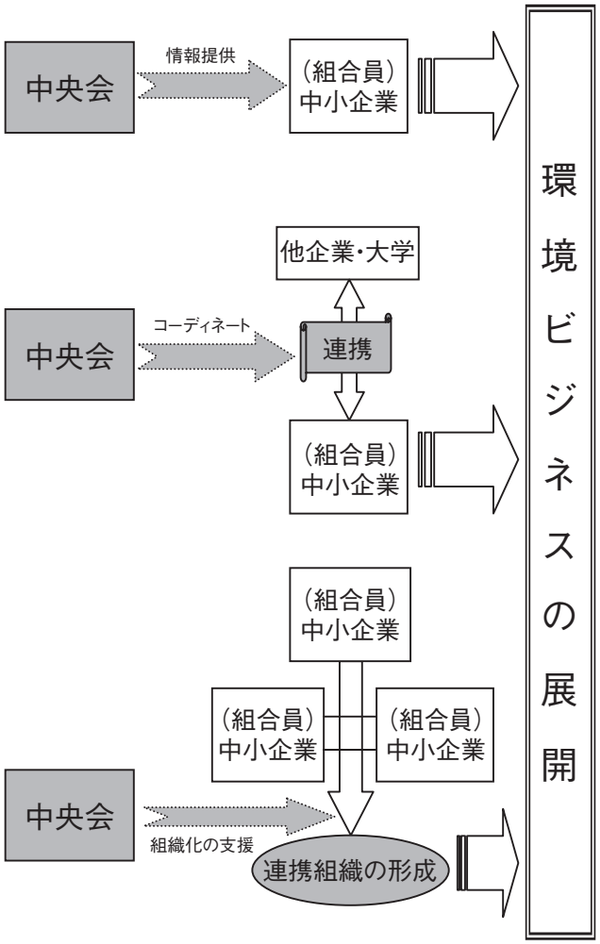

援として、「情報提供」が過半数を占めている（六ページ 図表⑰）。環境ビジネスに関する情報の収集は中小企業には難しい面が多いため、中央会にも、支援機関との連携による情報提供機能の強化が求められている。

環境ビジネスの進捗状況では、「製品・技術の開発や商品化を実現済みだが、販売はこれからである」、「販売を開始したが売上実績がない」、「売上はあるが、利益を上げるまでに至っていない」と回答した企業を合わせると過半数に達している。商品化まではできても、販路開拓の面で苦労している企業が多いことから、社会のニーズや競合他社の状況、法規制情報など、企業が取り組み始める前に把握しなければならない情報を提供していくことが必要となる。

さらには、スマートグリッドなど現段階で明確な規格が定まっていないものや、再生可能エネルギーなど国の施策に左右されるものも多く、技術動向や施策に関する情報の提供についても検討していく。

③企業と支援機関との仲介機能も強化

また、中小企業が環境ビジネスを展開していくためには、他企業との連携とともに、支援機関による支援も欠かせない。したがって、中央会には、企業と支援機関との仲介役の機能も求められている。今回の調査では、企業が現在活用している支援機関として、「金融機関」、「工業技術研究所等の公的機関」などが上位に挙がった。

そこで、環境ビジネスに取り組む企業がこれらの支援機関を効率的に活用できるよう、中央会が各支援機関とのネットワークの構築を図ることが求められる。ネットワーク化により、中央会に環境ビジネスに関する情報を一元化することで、企業への情報提供や支援機関との仲介を行うことが可能となる。

さらに、中小企業の参入・ビジネス化を促進するため、他の支援機関と連携した研究会の発足なども有効と考える。これにより、資金、技術、販路など、中小企業が環境ビジネスを展開する上での課題を解決し、製品化、実用化、販売を円滑に実現させていくことが期待される。

④マッチング機会を創出する

さらに、マッチング機会の創出も求められる。調査の回答では、期待する支援として「ビジネスマッチング・交流会の開催」が「情報収集・提供」に次いで多く、三割強を占めた（六ページ 図表⑰）。一方で、県外の企業と連携しているという回答も多く見られることから、広域的な展示会や商談会、また地域を越えたビジネス交流会も効果あるものと考えられる。

このように、中央会には情報の一元化による支援機関との仲介機能とともに、他企業とのマッチング機会も創出することで、県内企業の環境ビジネスへの展開の後押しを求められていることから、その取り組みについて検討を進めていく。

24年10月号_本文.indd 8 12/10/02 10:00

環境ビジネスに取り組んでいる組合の事例

協同組合プロード

所在地：福井県福井市

設立発起人の企業で取り組んできたモニュメントの製造技術をベースに、異業種である組合員各社のノウハウを融合させ、風力発電事業に参入している。

☆組合設立の背景と組合事業の概要

• 平成６年、設立発起人代表の「地域に合ったオンリーワンの商品を自分たちで考えて作りたい」との思いに賛同した鋳造業、塗装業、電気工事業、自動車整備業、建築業者10社により異業種交流グループを設立した。

• 平成９年にグループを事業協同組合に法人化。同時に「創造活動促進法」の認定を受け、融合化組合として研究開発事業に取り組んだ。翌年よりモニュメント型風力発電装置の製造と販売を開始。以来現在まで、国内の学校や公園を中心に70基を納入した。

☆成功のポイント

①異なる知恵と技術の融合により商品価値を高める

• 組合員だけでは機能性や利便性の高い製品はできても販売には繋がらない、との考えからデザイン会社と連携。組合員の技術と融合させることによってモニュメント型風力発電装置を開発した。

②産学官連携によりオンリーワン技術を構築

• 福井大学、足利工業大学、東海大学、福井県工業技術センター、地元企業などとの連携により、風力発電装置の改良を重ね、それまで発電不可能といわれた２m/秒の風での発電を実現させた。ソーラーパネルとの併用により無風でも発電できるほか、設置者のイメージ通りに翼をデザインすることも可能である。

☆今後の展望

• モニュメント型風力発電の技術を活かし、コンビニエンスストアや小売店などをターゲットとした「風の力で回転する広告塔」の商品開発を計画中である。

• また、大学との連携により、教材用風力発電装置の研究開発にも力を入れるとともに、普及啓蒙活動を継続していく。

▲モニュメント型発電装置

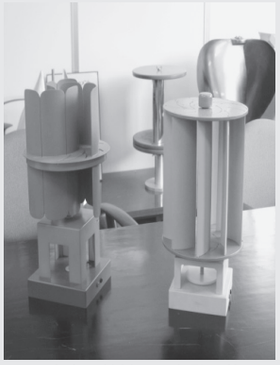

▲研究中の教材用風力発電装置

エコシフト技術工事協同組合

所在地：東京都港区

スケールメリットを活かして部材調達のコスト低減を図るとともに、組合の出資により太陽光発電施工技能者を養成する専門校を設立した。

☆組合設立の背景と組合事業の概要

• 石油販売会社などを経営していた現理事長が、化石燃料による地球環境への影響を危惧する中、出張中の欧州各国で普及していた太陽光発電に感銘し、太陽光発電分野への進出を決意。以前から付き合いのあった全国の設備工事業者に呼びかけ、平成20年、約200名の同意者を得て設立した。

• 組合では太陽光発電施設の施工を共同受注するとともに、組合員が使う共通部材の共同購入を実施。さらには組合が出資し、太陽光発電施工技能者を養成する専門学校を設立、運営している。

☆成功のポイント

①共通部品の共同購入による調達コストの低減

• パネルなど組合員が共通して使う部品を一括して購入し供給することで、組合員の調達コストの低減を図っている。

②全国規模での工事の受注が可能

• 組合が総合窓口となり、組合員に工事案件を紹介。全国に組合員が分布しているため、各地での施工が可能。パネルの取り付けから補助金申請代行業務、メンテナンスまで担当した組合員が責任をもって行うシステムを設けている。

③専門校での実務研修により信頼ある施工を実現

• 校内に一戸建モデル住宅を設け、実習に力を入れている。

• 受講者は10名程度と少数精鋭。座学は通信教育を設定し、現場での施工実務研修、認証試験を経て、高い能力の太陽光発電施工士を輩出している。

☆今後の展望

• 太陽光発電システムの設置を通じて、東日本大震災被災地の復興に取り組んでいく。現在、太陽光パネルの取り付けを計画しており、設置やメンテナンスなどを地元の企業と共同で行うことにより、被災地での雇用の創出につなげたい考えである。

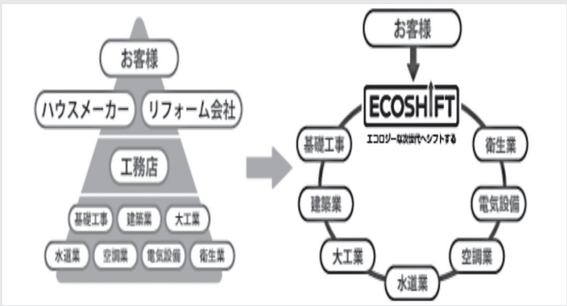

▲業界の構造を、従来の「タテ」型から、組合による「ヨコ」のつながりへ変える

24年10月号_本文.indd 9 12/09/28 14:09

静岡労働局からのお知らせ

平成24年度「静岡県最低賃金」が改正されました！

静岡県内の事業場で働くすべての労働者に適用される地域別最低賃金である「静岡県最低賃金」は、静岡地方最低賃金審議会の改正答申どおり決定し、静岡労働局長は、平成２４年９月１２日付け官報に公示し、平成２４年度の静岡県最低賃金について、右記のとおり改正決定しました。

（効力発生日）
平成２４年１０月１２日
（改正額）
時間額　７３５円

Q「地域別最低賃金」とは？

地域別最低賃金は、産業や職種にかかわりなく、また、パートタイマー・アルバイト・臨時・嘱託などの名称にかかわらず、働くすべての労働者とその使用者に対して、都道府県ごとに一律に定められ適用されるものです。なお、この地域別最低賃金のほか、特定の産業に「産業別最低賃金」が定められていますのでご注意ください。

Q 派遣労働者の最低賃金は？

派遣労働者には、派遣元の事業場の所在地にかかわらず、派遣先の事業場の所在地の都道府県の最低賃金が適用されます。

Q 対象となる賃金は？

労働者に支払われる賃金のうち、最低賃金の対象となるのは毎月支払われる基本的な賃金に限られます。具体的には、基本給と諸手当のうち、精皆勤手当、通勤手当、家族手当を除いたものです。また、残業代やボーナスも含まれません。

※お問い合わせは、静岡労働局労働基準部賃金室 ０５４-２５４-６３１５までお願いします。

改正労働契約法について

「労働契約法の一部を改正する法律」が平成24年8月10日に公布されました。

今回の改正では。有期労働契約について、下記の３つのルールを規定しています。有期雇用契約とは、１年契約、６か月契約など期間の定めのある労働契約のことをいいます。パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託など職場での呼称にかかわらず、有期労働契約で働く人であれば、新しいルールの対象となります。（なお、派遣社員は、派遣元（派遣会社）と締結される労働契約が対象となります。）

～今後11月下旬から12月上旬にかけて、県内東・中・西部地区で説明会を予定しています。予定が決定次第HP等でお知らせします。～

改正法の３つのルール

Ⅰ　無期労働契約への転換

有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたとき(※1)は、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）(※2)に転換できるルールです。

Ⅱ「雇止め法理」の法定化

最高裁判例で確立した「雇止め法理」が、そのままの内容で法律に規定されました。
一定の場合には、使用者による雇止めが認められないことになるルールです。

Ⅲ 不合理な労働条件の禁止

有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違を設けることを禁止するルールです。

施行期日

Ⅱ：平成２４年８月１０日（公布日）から
ⅠとⅢ：公布日から起算して１年を超えない範囲内で政令で定める日から（※3）

(※1)原則として、6ヶ月以上の空白期間（クーリング期間）があるときは、前の契約期間を通算しない。
(※2)別段の定めがない限り、申込時点の有期労働契約と同一の労働条件。
(※3) Ⅰ(無期労働契約への転換)については、今後定める施行日以後の日を契約期間の初日とする有期労働契約から適用され、施行日前の日が初日である有期労働契約の契約期間は通算契約期間には算入しない。政令（改正法の施行期日を定める政令）、省令（労働基準法施行規則の改正、改正労働契約法第18条第2項の省令事項を定める省令の制定）の公布は本年10月下旬を予定、この公布時に施行日を定める。

※詳細は、厚生労働省HPをご参照ください。ホーム＞政策について＞分野別政策一覧＞雇用・労働＞労働基準＞改正労働契約法について
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/keiyaku/kaisei/

※お問い合わせは、静岡労働局労働基準部監督課 ０５４-２５４-６３５２ または総務部企画室 ０５４-２５４-６３２０までお願いします。

24年10月号_本文.indd 10 12/09/28 14:09

クローズアップ インタビュー
Close-up INTERVIEW

地域の方々を的確に導く まちづくりの“サポーター”

協同組合まちづくり案内人・和座
川口良子（りょうこ） 理事長

平成一八年、まちづくりに携わるコンサルタント、建築士、土地家屋調査士、デザイナーにより組合を設立。以来、理事長を務める。

「年々高度化するまちづくりに対応するため、専門かつ総合的な提案で地域の方々をサポートしたいとの想いからでした。それとともに、我々”士業“を営む者の、独立後の受け皿とする目的もありました」。

組合では、組合員のノウハウを集約し、ハード・ソフトの両面からの幅広い視点で提案する。

「地域に課題や問題、そこに暮らす人たちの苦労がない限り、まちづくりのご相談をいただくことはありません。地域の方々と共に話し合いを重ねて、問題を解決し、まちづくりができ上がることこそ最上の喜び。主役はあくまでも地域の方々であって、私たちはまちづくりの”サポーター“なのです」。

自身の専門は、街並みや空間の設計と都市・地域計画。

「まちづくりにおいて、良いビジョンを示すだけでは十分とは言えません。そこに至るまでの道筋を明確に示すことが大切。時間はかかりますが、地域の方々に道筋を上手に歩ませるのは並大抵ではありませんが、最も重要なことです」。

組合では、現在、3D・ICT（三次元空間情報技術）を活用した地域・まちづくりの展開に取り組んでいる。

「平成二二年度に静岡文化芸術大学、大手建物保守管理会社と研究会を発足し、地域づくりにおける3D・ICT（三次元空間情報技術）の活用について取り組んでいます。これまでに全国棚田サミットをきっかけとした松崎町での地域づくりや、富士市吉原地区におけるまちづくりのデータ作成に応用してきました」。

さらに昨年度、中央会の補助事業を活用し、一年間かけて技術のさらなるブラッシュアップを図った。

「小回りを利かせて、地域の方々と大手企業の間に入りまちづくりを進めていくことで、自分たちの新たな活路を切り拓いていきたいと考えています」。

組合の名称には、まちづくりへの自らの想いが込められている。

「まちづくりの基本は職人技。現場に何度も足を運んで地域の方と車座になって話し合い、そこに自分たちの”技“をいかに発揮していくかです」。

休日は家事と読書で過ごす。図書館が好きで、仕事帰りなどにふらりと立ち寄る自称”乱読派“。

最近はワインに凝り始めた。

「産地やぶどうの品種、ワインの色による違いを楽しんでいます。まだまだ勉強中ですが」と笑う。

24年10月号_本文.indd 11 12/09/28 14:09

安心して働ける職場づくりを 胆管がん防止セミナーを開催

静岡県印刷工業組合

印刷会社の元従業員らに胆管がんの発症が相次いでいる問題で、静岡県印刷工業組合（西貝誠一理事長）は八月二七日、胆管がん防止のための緊急セミナーを静岡市内で開催した。

今回は組合に未加入の事業者や取引関係者にも呼び掛けて開かれ、約九〇人が参加した。

はじめに、県内の実態把握に乗り出している静岡労働局の担当者から、調査票を送付した約五六〇社のうち、八月二〇日の締め切り時点で約六割の回答に留まっていると報告。回答が無い事業者には集団説明会を実施するほか、そちらにも出席しない場合には立ち入り調査を行うと述べた。

続いて、労働安全コンサルタントで環境測定会社社長の目黒輝久氏が講義。目黒氏からは、インキ用洗浄剤に含まれる物質で、発症の原因と疑われている有機溶剤〝一、二ジクロロプロパン〟と〝ジクロロメタン〟を吸引しない方策として、化学物質の有害性を確認し、就業環境に応じた排気設備を完備する必要性が示された。

これに対し、出席者からは「化学物質の中には通称名で記載されているケースもあるため、有害性を確認しづらい」「適切な排気方法をより具体的に教えてほしい」と戸惑う意見もあった。

西貝理事長は「胆管がんの問題で、印刷業界は危険だと誤解されている。より良い環境を築き、安心して働ける職場を作らなくてはならない」と述べた。

▲就業環境に応じた排気設備の必要性を説く目黒氏

無事故無災害を目指し 安全大会を開催

静岡県コンクリート圧送工業組合

県内のコンクリート圧送事業者一三社が加入する静岡県コンクリート圧送工業組合（渡辺和博理事長）は、九月八日、静岡市の県産業経済会館で安全大会を開催した。

この大会は、安全に対する意識のさらなる向上と組合の団結強化を目的に毎年開かれ、今年で三八回目。当日は組合員や従業員ら約九〇人が参加した。

冒頭、渡辺理事長は「災害ゼロへの自覚を常に持ち、ゆとりを持った作業の確保と安全で安心な会社づくり、職場づくりを目指そう」とあいさつ。

今回は、安全な作業遂行を目的とした講習会を開いた。午前の部では、県警交通部、中部電力㈱静岡支店、車載用コンクリートポンプメーカーの担当者を講師に迎え、最近の交通事故の傾向と安全運転の基礎知識、送電線付近での作業における電気事故を防ぐための注意点、そして安全なコンクリート施工に用いられている最新技術について学んだ。

昼食を挟んだ午後の部では、全国コンクリート圧送事業団体連合会（全圧連）の技術委員の山崎清松氏が「ブーム事故防止～危険予知とその対策」をテーマに、これまでに起きたブーム付きコンクリートポンプ車による事故事例をもとに、ブーム折損に至るメカニズムやブーム付きポンプ車の日常点検箇所と点検実務について解説した。

組合では「今回学んだことを、今後、安全・技術に対する一層の意識の向上につなげてほしい」と無事故・無災害への期待を込める。

▲安全な作業の確保を呼びかける渡辺理事長

24年10月号_本文.indd 12 12/09/28 14:09

市民に下水道工事をPR
”下水道の日 二〇一二“に参加

清水管工事システム協同組合

清水管工事システム協同組合（宮城勇理事長）は九月九日、静岡市清水区の清水テクノカレッジで行われた”下水道の日 二〇一二“に参加。展示と相談コーナーの開設を通して、下水道工事のPRに努めた。

下水道室内配管の模型展示では、床下にあるため普段は目に触れることのない住宅の下水道処理の仕組みを見せるとともに、配管接続の体験などを通じ、来場者は室内配管工事に用いられている技術に触れた。

また、公共下水道への切り替え工事に関する簡易見積もりのコーナーでは、自宅の配管が記された図面を手に相談に訪れた市民に、組合員が切り替え工事の方法や費用の見積書を示しながら丁寧に応対した。

組合では、

「旧清水市内は、山間部を中心に、これから公共下水道への切り替えが行う予定の地域が数多くある。こうしたイベントへの出展を通して、市民の皆様に下水道工事へのより一層の理解と協力をお願いしたい」と語った。

このイベントは、九月一〇日の”下水道の日“に合わせ、市民に下水道への理解をより深めてもらうことを目的に、静岡市が毎年開催。今年は旧清水市内の会場での開催のため、同組合が出展した。会場が旧静岡市内となる年には、静岡市水道局指定工事店協同組合が出展している。

▼真剣な手つきで配管接続にチャレンジ

にぎわい創出と市民の憩いの場
”さんさんホール“が一〇周年

沼津大手町商店街振興組合

沼津大手町商店街振興組合（松田和孝理事長）のコミュニティ施設”さんさんホール“と”マイロード駐車場“が今年、開設一〇周年を迎えた。

この施設は商店街のにぎわい創出の拠点と来街者の憩いの場とするべく、高度化事業を利用して平成一三年度に竣工した。

さんさんホールはJR沼津駅南口から徒歩三分に位置し、一階に八坪の小ホールと休憩所、二階には最大七〇人収容可能な大ホールを擁し、三階が組合事務所。街中のオアシスとしてポケットパークを隣接している。

小ホールはオープンスペースで各種の催事に、また大ホールは各種会議や研修会の会場として多くの方に利用されている。なお一階にはバリアフリートイレ、二階と三階に二ヵ所ずつトイレを設置し、来街者の利便性を図っている。

一方、マイロード駐車場はタワー式の立体駐車場。収容台数は六〇台で、うち二六台はハイルーフ車の駐車が可能。月単位での定期利用も受け付けている。

松田理事長は

「小ホールを市民ギャラリーとして提供する構想もある。JRの駅に近く、駐車場も併設という利便性をアピールし、利用客を伸ばしていきたい」と語った。

組合では一〇周年を記念して、小ホールの終日利用（九時～二一時）料金を、一〇月いっぱい、通常料金の半額の五、二五〇円としている。

▼利便性の高さが人気の“さんさんホール”

▶ポケットパークは来街者の憩いの場に

24年10月号_本文.indd 13 12/09/28 14:09

Topics

平成24年 静岡県内組合の総会事情

5月下旬の開催が6割以上で 最終金曜日に集中。 所要時間は 1時間～2時間が6割以上を占める。

本会会員組合の約八割が三月決算であることから、毎年四月から六月は県内各地で多くの組合の総会が開催される”総会シーズン“にあたる。

トピックスでは、本会職員が今年四月から六月までに出席した県内二五三組合の総会事情を各種データを基にご紹介する。

九割近くの組合が五月に開催

総会の開催時期で最も多かったのは、五月で八八・一％（二二三組合）で圧倒的な数字となった。これに六月の九・九％、四月の二・〇％が続いた（図表①）。

定款で通常総会を毎事業年度終了後三か月以内に招集する旨を規定することができるため、六月に開催した組合も見られた。しかし、多くの組合が法人税法上の申告期限との整合性から、通常総会を毎事業年度終了後二か月以内、すなわち五月中に招集する旨を規定。このような結果となったものと思われる。

図表① 月別開催傾向

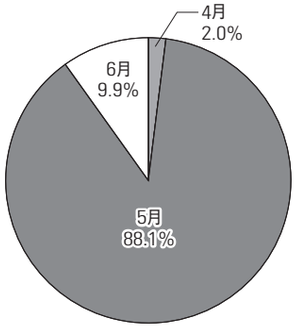

開催日は五月の最終金曜日に集中

前述のとおり、五月が総会の開催時期として最多であった。このうち、五月下旬の一〇日間での開催は一六五組合で、六五・二％の組合がこの時期に開催している。

さらに、この一〇日間に限っての開催組合数は、五月二五日（金）が最多の三六組合、次いで五月二四日（木）の三一組合、五月二三日（水）の二二組合の順である（図表②）。

図表② 5月下旬における日別の総会開催件数

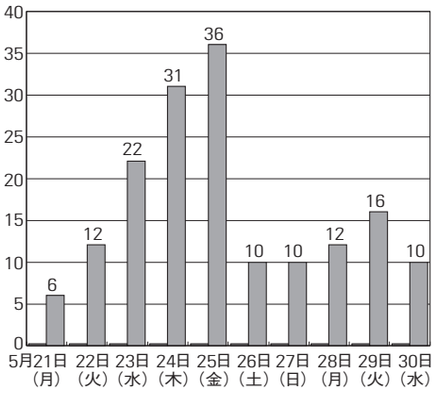

二割を超える組合で全員本人出席

総会は、組合員全員の出席が望ましい。だが、現実には、組合員数などから、本人出席で過半数の出席者が得られれば、上出来の部類という組合も多いだろう。

今年度、本人出席が七割を超えた組合は五〇・六％（一二八組合）。さらに、組合員全員が全て本人出席、という組合は二二・九％（五八組合）と二割を占めた（図表③）。

なお、総会成立の報告を行ったのは二五三組合中、二四九組合と圧倒的多数にのぼる。一方、三組合とわずかだが報告を怠った組合も見られた。総会成立の報告は確実に行いたい。

24年10月号_本文.indd 14 12/10/02 10:00

最長所要時間は四時間一〇分

総会の所要（審議）時間は、六五・二％にあたる一六五組合で一時間から二時間である一方、六六組合（二六・一％）では、一時間未満。最短は二〇分（役員改選なし）で、役員改選を含めて一時間未満という組合も二七組合あった。

一方、審議に二時間以上かける組合は二一組合（八・三％）で、最長は四時間一〇分（役員改選あり）だった（図表④）。

図表③ 出席状況（本人出席）

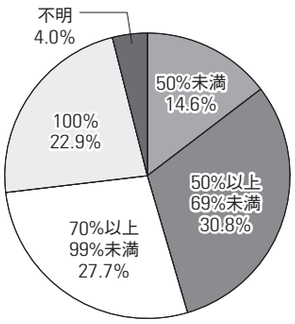

図表④ 総会の所要（審議）時間

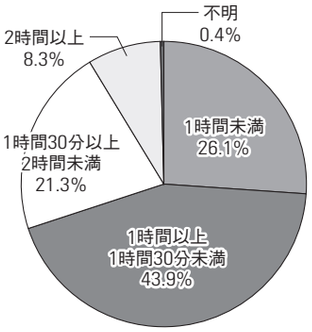

定款変更の半数が「役員定数」の変更

この通常総会で、通常総会で定款変更を行ったのは、三二組合。

最も多かった変更は、「役員定数」（一六組合）。組合員数の変動に伴って、適正な執行部体制の下、円滑な組合運営を図りたいとの理由が多い。

定款の内容が実情にそぐわなくなったなどから、定款の全条文を見直す「全文変更」。

平成一九年の組合法改正を受け、二〇年度は四五組合、二一年度は二七組合と変更内容のトップを占めていたが、今年は五組合となった。

この他、「地区の追加、変更」は三組合、「組合員の資格」「総代の定数」などをその他の事項の変更を六組合が実施した（図表⑤）。

図表⑤ 定款変更の内容

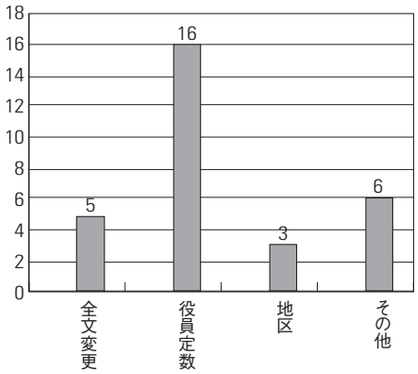

役員改選　圧倒的多数が指名推選

役員改選を行った組合は、一二〇組合（四八・四％）。うち、九四・二％にあたる一一三組合で「指名推選」の方法がとられた。

「投票制」は四組合、「選任制」も三組合と、わずかにとどまった（図表⑥）。

なお、役員改選があった一二〇組合（新任・留任不明の三組合含む）のうち三二組合で新理事長が誕生。一方、七割以上にあたる八五人が留任した（図表⑦）。

図表⑥ 役員改選の有無

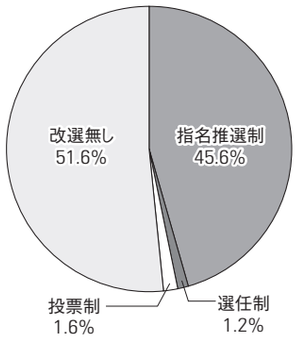

図表⑦ 新理事長の経歴

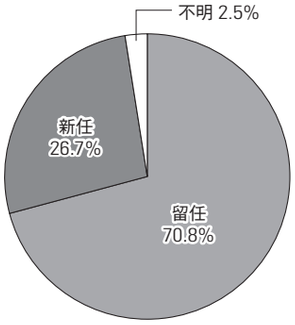

24年10月号_本文.indd 15 12/09/28 14:09

安い授業料！　高い就職率！　充実の設備！

年間１１８,８００円　平成２３年度修了生実績　９８.９％　実習用機器は一人一台

テクノカレッジ（静岡県立技術専門校）

平成 25 年 4 月入校生募集！

沼津テクノカレッジ （県立沼津技術専門校）２年制

コンピューターによる設計・加工・自動制御・情報システム構築など最新技術を身につけ、生産現場のリーダーや情報化時代をリードする技術者を育成しています。

機械技術科（20 人）　情報技術科（20 人）　電子技術科（20 人）

〒410-0022　沼津市大岡 4044-24　TEL 055(925)1071　URL http://www.numazu-vtc.ac.jp/

清水テクノカレッジ （県立清水技術専門校）２年制

汎用工作機械など確かな技術を持つ生産現場のリーダーや、人々が安全で快適に生活するために欠かすことのできないライフラインや住環境を整備する電気工事・管工事などで活躍する技術者を育成しています。

機械技術科（20 人）　電気技術科（20 人）　設備技術科（20 人）

〒424-0881　静岡市清水区楠 160　TEL 054(345)2032　URL http://www.shimizu-tc.ac.jp/

浜松テクノカレッジ（県立浜松技術専門校）１年制

製造品出荷額全国第３位の本県のものづくりを支える県西部地区で、機械操作や手仕上げ作業に習熟した生産現場のリーダーや、木造建築に優れた技能を発揮できる若手技術者を育成しています。

機械技術科（20 人）　建築科（20 人）

〒435-0056　浜松市東区小池町 2444－1　TEL 053(462)5602　URL http://www.hamamatsu-tech.ac.jp/

○年間授業料　１１８，８００円
入校検定料 2,200 円　入学金 5,650 円などが別途必要になります。

○応募は各テクノカレッジで受け付けます。詳細は各テクノカレッジにお電話いただくか、各校のホームページをご覧ください。

第２期募集選考	募集期間	試験日
沼津テクノカレッジ 清水テクノカレッジ 浜松テクノカレッジ	10 月 29 日(月)～ 11 月 15 日(木)	11 月 22 日（木）

24年10月号_本文.indd 16　12/09/28 14:09

中央会封筒の裏面に広告を掲載しませんか！

中央会では、平成２５年度に使用する封筒の裏面を活用した組合や企業等の広告を募集します。
封筒は、文書発送時や会議開催時に使用され、組合関係者のみならず、企業、行政機関、金融機関等の手元に届きます。この機会にぜひご活用ください！！

■広告掲載する封筒の種類と掲載場所

①中央会封筒の裏面
封筒サイズ：332mm（縦）×240mm（横）
A4サイズの書類が入る大きさ。文書発送時、会議開催時に使用

②「中小企業静岡」発送用封筒の裏面
封筒サイズ：311mm（縦）×228mm（横）
毎月発行される「中小企業静岡」等の発送用として使用

■規格・広告掲載料

項　　目	中央会封筒	「中小企業静岡」発送用封筒
1枠サイズ	120mm（縦）×110mm（横）	110mm（縦）×100mm（横）
印 刷 色	1色（濃紺）　※封筒は淡いブルー	1色（紺・特色）　※封筒はサーモンピンク
掲 載 料	1枠につき60,000円（税込）	1枠につき50,000円（税込）
掲載期間	1年間（4月1日～翌年3月31日）	

※掲載料に版下作成費は含みません。
　版下原稿は、広告主様のご負担にて完全原稿でご提出いただくこととなります。

■お申込み・お問い合わせ等

所定の申込用紙にてお申し込みいただくこととなりますので、まずは、下記までご連絡ください。
詳細な掲載要領や申込用紙などをお送りします。

◎静岡県中小企業団体中央会　総務課（TEL：054－254－1511）
広告掲載申込み期間：平成24年8月下旬～平成24年10月31日

24年10月号_本文.indd 17　12/09/28 14:09

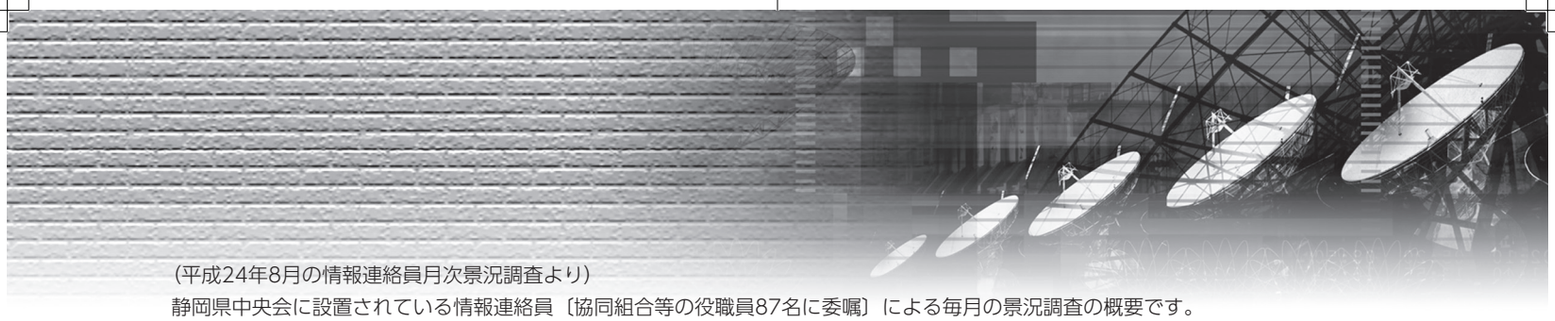

（平成24年8月の情報連絡員月次景況調査より）

静岡県中央会に設置されている情報連絡員〔協同組合等の役職員87名に委嘱〕による毎月の景況調査の概要です。

業界の声 対象17業種より抜粋

● 製造業

- 消費・流通形態の変化時期にあり、適応できない企業は厳しい環境になりつつある（食料品）
- 変わらない状況の中、ついに倒産が。地場産業がだんだん衰退している状況。打開策がなく次の倒産が出ないことを祈る。（食料品）
- １日の操業のやり繰りに支障が出てきている。市場は、円高が定着、更に製品輸入が増加している。一部の工場では、設備の縮小を考えている。今後も厳しい状況を予想。（繊維工業）
- 木造建築物の市場を拡大するには、木造建築物に関する構造設計関係の情報整備が急がれる。（木材・木製品）
- 去年の震災特需の反動に対して今年は元に戻っているという状況。また原料の古紙が値下がる一方で電気料は値上げとなり全体のコストは変わらなくなっている。（紙・紙加工品）
- 生産量は減少している。新規の砂利採取申請も年々半減し、採取量も少なくなっている。（窯業土石製品）
- 海外向け工作機械の受注半減により鋳造関係は下降。家電関連は、比較的安定しているが、９月から12月は受注減少の見込み。（一般機器）
- 採算は厳しいものの年初来売上は堅調に推移してきたが、ここにきて納期の繰延要請、発注条件の見直し等後退要因がみえはじめた。欧州経済危機を発端とするアジア経済への影響が表面化してきている。（一般機器）
- エコカー補助金は、８月に終了すると予測されたが、９月まで延びる見込みで先月までと大きな状況の変化は見受けられない。全体的には、国内四輪生産状況が好調で昨年と比べると良い状況に見えるが個々の企業では取り扱い部品の違いもあり、依然低迷が続いている企業も多い。（輸送用機器）
- 前月に続き相変わらず低迷している。現況が続くと後継者不足はさらに深刻になる。以前のような流通の形でなく生産者との直接的な交流が求められる。相変わらず低迷している。前月と同じ傾向が続いている。（漆器製造業）

● 非製造業

- 公共事業が復旧・復興を優先した影響を受けて低調に推移。民間工事の動向も不透明、８月としては前年実績を下回る。（セメント卸売業）
- 残暑厳しい状況が続き、白物商品の好調が続く。物流関係では、その確保が難しい状況。一方注目を集めている商材は、水素水。量販店、ホームセンター、通信販売等に流通していないメーカーと商組が業務提携し、取扱店が急増中。（機械器具小売業）
- ８月の夜店市は、11日（土）が雨のため来街者が少なかったが、10日、12日はとてもにぎわいがあった。８月26日は、阿波おどりが開催された。（各種商品小売業）
- 例年通り三島大社の祭礼前の客足は多少増加するものの、祭りが終わればこの暑さで人通りも元に戻る。昨年と同様である。（各種商品小売業）
- 廃棄物の量はあまり変わらないが、リサイクルに良いものが回るため、質が落ちており処理がしにくくなっている。（廃棄物処理業）
- ８月のお盆の時期11日から18日までは、満室の旅館が多く好調であった。（宿泊業）
- ８月10日までの売上高の落ち込みが激しく８月11日以降前年比20%増で盛り返したが、前半の落ち込みをカバーできず前年比減となった。（宿泊業）
- 厳しい状況ながら、特に首都圏では技術的なアンマッチ。技術者需要については、かなり充足している模様。地元では、ユーザーのIT投資意欲は必ずしも減退していないが、予算が厳しいため、受注に時間がかかっている。（情報サービス業）
- 受注量についてほぼ前年並みに推移。ただ各社とも取引先からの値下げ要求の対応に苦慮している。（警備業）
- 建設業界の不況は依然として続いている。建設工事の発注状況は、官・民とも昨年並みで推移。当組合員企業はこの不況の中、１件の倒産もなく頑張っている。（総合工事業）
- 工事量の伸びは見えず、低価格競争はまだまだ改善されない。（総合工事業）
- 荷動きは、猛暑の夏の割にはおもわしくなく、県内に流入する備車も減少しており、特に大型トラックの不足が目立った。軽油価格は、６月比１ℓあたり６～７円程度値下がりしたため一息ついた。（運輸業）
- お盆休暇の影響で輸送が大幅に減少したと思われる。また、再び中東情勢により燃料が高騰してきているため、収益状況が悪化している。（運輸業）

組合運営 Q&A

Q 軽微な規約等の変更について総会の議決を省略しようとする場合は、定款にその旨を規定するとともに組合員へのその通知方法を定めることが必要ですが、その際の決定はどの機関において行えばよいでしょうか。

A 法の要件を満たし、軽微な規約等の変更を決定する場合には、理事会において決議しても差し支えありませんが、代表理事が決定すれば足ります。

24年10月号_本文.indd 18 12/09/28 14:09

景況ウォッチ Watch

組合活性化情報

主要3指標において悪化
～電気料金の値上げや円高の影響から先行きへの不安が続く～

概　況

○８月の前年同月比のDI値は、「売上高」「収益状況」「業界の景況」の主要３指標について悪化した。
○製造業は、前月との比較で「売上高」「販売価格」「取引条件」「収益状況」「資金繰り」「雇用人員」「業界の景況」の７項目において悪化した。
○非製造業では、前月との比較で「売上高」「取引条件」を除く６項目において悪化した。
○原油価格が再び上昇に転じたことや電気料金の値上げ、更には依然として続く円高による輸出等への影響による懸念等、先行きに不安を抱える状況が続いている。

DI値の推移 ※DI値 ＝［(増加・好転組合数－減少・悪化組合数)／対象組合数］×100

	売上高	在庫数量	販売価格	取引条件	収益状況	資金繰り	設備操業度	雇用人数	業界の景況
H24.08	**−24.1**	**−3.3**	**−29.9**	**−16.1**	**−34.5**	**−23.0**	**−17.9**	**−19.6**	**−34.5**
DI値	☂	☀	☂	⛵	☂	☂	⛵	⛵	☂
H24.07	−23.0	−4.9	−10.3	−15.0	−23.0	−20.7	−17.9	−12.7	−26.5
H24.07→H24.08	**−1.1↓**	**1.6↑**	**−19.6↓**	**−1.1↓**	**−11.5↓**	**−2.3↓**	**±0→**	**−6.9↓**	**−8.0↓**

＋0.1以上･･･☀　± 0.0～－10.0･･･☁　－10.1～－20.0･･･⛵　－20.1～･･･☂　なお､｢在庫数量｣のみマイナス値が大きいほど好転を示している。

売上高－24.1（７月－23.0)、収益状況－34.5（同－23.0)、業界の景況－34.5（同－26.5）となった。「売上高」「収益状況」「業界の景況」の主要３指標について悪化した。
その他の項目は在庫数量－3.3（同－4.9)、販売価格－29.9（同－10.3)、取引条件－16.1（同－15.0)、資金繰り－23.0（同－20.7)、設備操業度－17.9（同－17.9)、雇用人員－19.6（同－12.7）となり５項目において悪化した。

主要三指標DI値推移（過去10年間）

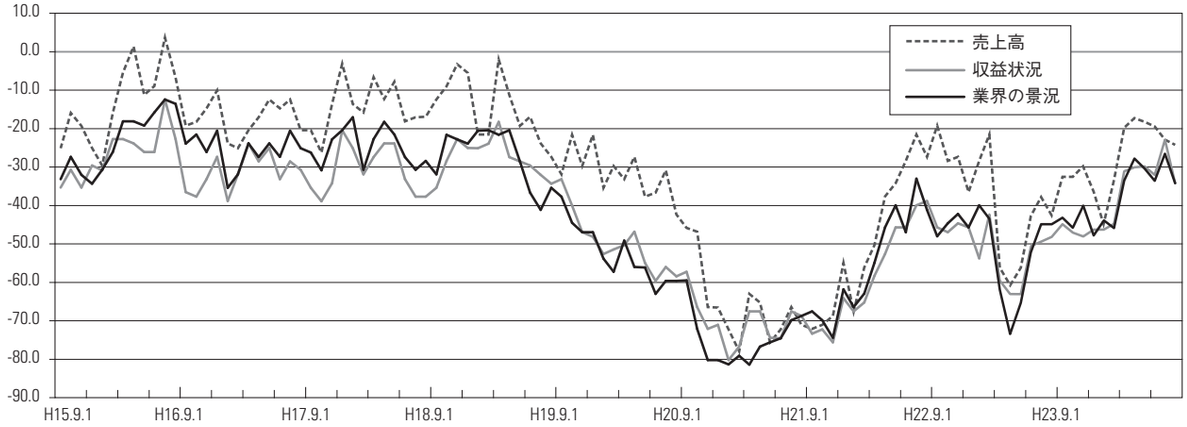

24年10月号_本文.indd 19 12/09/28 14:09

新製品の開発や新事業の立ち上げをご検討中の方へ

浜松イノベーションキューブ(HI-Cube)入居者募集

浜松イノベーションキューブが貴社の事業拡大を支援します！

IMによる日常的経営支援

・IM（企業支援専門員）が日常的な相談、突然の課題などの解決をお手伝いします。
・中小機構をはじめとする成長支援施策・ツールの紹介、コーディネートの実施。

産学連携に強い

・静岡大学　浜松キャンパス（工学部・情報学部）に隣接。
・静岡大学発ベンチャー・光産業創成大学院大学発ベンチャーの方が多数入居。

自治体による賃料補助

・浜松市による賃料補助制度があります。最大２分の１補助。最長５年間。（※ １）
・イニシャルコストへの支援で事業化および事業拡大に大きくステップアップ！
（※ 1 補助金は浜松市が定めた条件を満たされた方に適用されます。）

入居者の声
・HI-Cubeに入居したとたん外部からの問い合せが増えた。HI-Cubeに入居していることが信用力を増しているのだと思う。
・IMの紹介と支援で展示会に出展でき販売に繋がった。HI-Cubeに入居しなかったらこのような展示会があることも知らずにいたと思う。

このような方々は、ぜひ一度お問い合せ下さい！

●光・電子技術を活用して新たな事業分野を開拓しようとしている企業・個人
●知識や経験を活かしてこれから起業しようと考えている個人
●環境・エネルギー分野や健康・医療産業への進出を検討している企業・個人
●次世代輸送用機器の開発を検討している中小企業
●大学との共同研究や大学のシーズを活用した新技術の事業化を目指す企業・個人
●デジタルネットワーク・コンテンツ産業分野での事業展開を検討している法人・個人

お問い合せ先
(独)中小企業基盤整備機構　関東本部
浜松イノベーションキューブ（HI-Cube）IM室
〒432-8003 浜松市中区和地山３－１－７
TEL：053-478-0141
URL：http://www.smrj.go.jp/incubation/hi-cube/
E-mail：info@hi-cube.jp

平成25年4月1日から障害者の法定雇用率が引上げられます

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率が、**平成25年４月１日**から変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成25年4月1日以降
民間企業	1.8%⇒	**2.0%**
国、地方公共団体等	2.1%⇒	**2.3%**
都道府県等の教育委員会	2.0%⇒	**2.2%**

・今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、**従業員56人以上から50人以上**に変わります。
・併せて、**従業員50人以上**を雇用する事業所は、その事業所に勤務する身体障害者が身体障害者補助犬を使用することを拒んではならないこととなります。

お問い合せ先
静岡労働局　職業対策課
TEL：054-271-9973　FAX：054-271-9977

平成25年4月より希望者全員の65歳までの雇用義務化が開始されます

希望者全員を65歳まで雇用するよう企業に義務付ける改正高年齢者雇用安定法の成立により、**平成25年４月１日より施行**されます。

現行の高年齢者雇用安定法における高年齢者雇用確保措置として、継続雇用制度の導入を選択した企業は、制度の対象となる従業員については、能力などの基準を労使協定で定めていましたが、改正法ではこの基準を廃止し、希望者全員を65歳まで企業に雇用することが義務付けられます。

希望者全員の65歳までの雇用の義務化に伴い、就業規則のみならず、賃金・労働時間等労働諸条件の見直しが想定されます。中央会では、これらの企業を支援する**「希望者全員65歳雇用確保達成事業」**を実施しており、事業の一環として、経験豊かな社会保険労務士を**無料**で派遣します。

お気軽にお申込み下さい。

お問い合せ先
静岡県中小企業団体中央会　労働対策課
TEL：054-254-1511

24年10月号_本文.indd 20　12/10/02 10:00

中小企業向け BCP基礎セミナー

企業経営には事業を中断させる結果事象（施設の使用不能、事業中心人物の離脱、稼動人員の縮小など）がリスクとしてつきまといます。事業を確実に継続するためには、実行可能な事業継続計画（BCP）策定が必要です。東日本大震災以降、取引条件や融資条件にBCPの策定を求められる機会も増えてきました。初めてBCP担当者に任命された、策定済みの現BCPでほんとうに大丈夫か？これからの企業経営に欠かせない知識が得られるチャンスです。ご参加を心よりお待ちしております。

セミナー内容

●第一部：BCP策定基礎セミナー
　～事業継続計画の考え方と策定のステップ～
●第二部：専門家から見たBCP対策
　～士業など各分野の専門家のBCP策定ポイント～
●第三部：セールスフォースのクラウド対策
　～BCP策定と一体化した情報セキュリティ～
※IT関連相談コーナー設置
●対象：BCP未策定企業の経営者、BCP担当者、総務担当者など

■焼津会場　10月18日（木）
焼津市民文化センター第２練習室
（焼津市三ヶ名1550番地）
■中東遠会場　11月22日（木）　会場未定＞決定次第、Webサイトでお知らせします。
■静岡会場　12月12日（水）　B-nest小会議室２
（静岡市葵区御幸町３-21ペガサート６階）

●時　間　各回とも13：30～17：00（13：10受付）
●定　員　各回20名（定員になり次第終了）
●参加費　1,000円（領収書をお渡し致しますので、当日、現金にてお支払いください。）
●申込み　必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。確認後、こちらからあらためてご連絡させていただきます。
※必要事項　氏名・参加人数・社名・E-mail・所在地・電話番号・FAX・参加希望会場
□10／18焼津　□11／22中東遠　□12／12静岡

静岡事業継続マネジメント協同組合
FAX　054-295-9871

●主催　静岡事業継続マネジメント協同組合
　共催　静岡県ソフトウェア事業協同組合
　　株式会社セールスフォース・ドットコム
　　http://shizuoka-bcm.net/

平成24年度中小企業庁委託事業

下請代金法・下請ガイドライン説明会 開催希望組合、グループ募集のご案内

業種別に下請代金支払遅延等防止法の概要及び違反事例と下請ガイドラインを解説します

本説明会では、業種毎の特性を考慮して、下請事業者の利益を保護し、取引の適正化を推進することを目的とする「下請代金支払遅延等防止法」の概要及び違反事例、下請事業者と親事業者の理想的な取引などを例示した「下請適正取引等推進のためのガイドライン（下請ガイドライン）」を解説することにより、下請取引の適正化の推進を図ります。

下請ガイドラインが策定された15業種の親事業者又は下請事業者が属する組合、業界団体等からの申込みに応じて中小企業診断士が出張して説明を行いますので、中央会にお問い合せください。
※下請ガイドラインが策定されていない業種に属する企業に対しても一般的な説明を行うことが可能です。

ガイドライン策定業種
※平成24年中に新規に策定される場合があります。
①素形材②自動車③産業機械・航空機等④繊維⑤情報通信機器⑥情報サービス・ソフトウェア⑦広告⑧建設⑨トラック運送⑩建材・住宅設備⑪放送コンテンツ⑫鉄鋼⑬化学⑭紙・紙加工⑮印刷

下記のような内容で出張説明会を開催可能です。

対　象	親事業者又は下請事業者が属する組合、業界団体等 ※組合の理事会や総会での開催が可能です。 ※組合以外の企業グループ（2社以上）での申込みも可能です。
実施期間	平成25年1月まで
説明内容	下請代金支払遅延等防止法の業種別ポイント解説、下請代金支払遅延等防止法の業種別違反事例解説、下請ガイドライン解説など。
説明時間	2時間程度
講　師	中小企業診断士（北川裕章、土田卓也、深井利治）
開催場所	相談に応じます。
開催規模	組合の理事会など5名程度から開催可能。
開催費用	講師派遣、会場及びテキストに係る費用は無料です。

●申込み先　FAX：054-255-0673
●必要事項　団体／企業名等・所在地・連絡先（TEL/FAX/E-mail）連絡担当者（役職/氏名）・開催内容（希望業種・時期・場所・参加予定者数など）

お問い合せ先
静岡県中小企業団体中央会　経営支援課
〒420-0853　静岡市葵区追手町44-1
TEL：054-254-1511

24年10月号_本文.indd 21　12/10/02 10:00

くみあい百景

ＩＴはまなこ協同組合

組合員の特性を活かして企業のＩＴ業務を幅広く支援する

住　所／〒435-0048
浜松市東区上西町35-1
上西オフィスB
理事長／大橋 晃
組合員／3人
設　立／平成15年4月10日
ＴＥＬ／053-545-5463

組織化により ビジネスチャンスが拡大

浜松市を中心に県西部地区で活動するＩＴはまなこ協同組合が、今年、設立十年目を迎えた。

十年前のわが国は、政府がＩＴ化政策を進めるなか、パソコンやインターネットが急速に普及し、電子政府や電子自治体といった構想が打ち出されるなど、様々な分野や業界でのＩＴ化が大きく進展した時期であった。その一方でＩＴ関連事業者の多くが小規模であるため、各社単独では受注機会を逸していた。そこでＩＴ関連業務の受注を目的に団結し、平成一五年に設立したのがこの組合である。

組合の主要事業は、ＩＴ関連業務の共同受注。これまでも厚生労働省が行う緊急人材育成支援事業でのＩＴビジネス研修やＩＴ経理事務講座のほか、西部地区の組合や組合員企業においてマイクロソフト社のエクセル活用講座等を行ってきた。

▲ホームページの制作にも技術を駆使する

「組合を設立したことでビジネスチャンスが格段に拡がった。また、職員協会西部支部に所属したことによって、会員の組合事務局の方から声をかけてもらえるようにもなった。中央会西部事務所の皆さんにも何かと相談に乗っていただき、大変助かっている」と大橋理事長は組織化の効果を述べる。

組合員の強みを押し出して共同事業を展開する

組合の最大の強みは、各組合員の特性を活かして、様々なＩＴ業務に対応可能なこと。

大橋理事長は

「組合員のノウハウを集約させることで、ホームページの制作・維持管理業務からプログラミング、さらにはデータ入力、コンピュータグラフィック、ＩＴ研修の企画運営そして業務用ソフトの活用と、ＩＴ分野のあらゆる相談に臨機応変に対応できる」と語る。

現在はフェイスブックやスマートフォン、タブレットＰＣのビジネス活用研修についても計画中だ。

「これからも、共同事業を通じて組合員の強みを前面に押し出し、組合員の事業に結び付けていきたい」と抱負を述べた。

▲組合員をリードする大橋理事長

組合を窓口に新たなサービスを提供

組合では今秋から新たなサービスの展開を始めた。それは大橋理事長の会社の開発による、社員の心のケアをサポートする企業向け人材育成プログラムを、組合を窓口として提供するもの。同社取締役で心理カウンセラーの資格を持つ吾沢沙都（あいざわさや）さんが、キャリアコンサルタントとして就職希望者を指導した際に、精神的な不安から会社を退職せざるを得なかった人の再就職が非常に難しい現実を知ったことがきっかけとなって今回開発した。

このプログラムには心理学の理論を反映した「心の健康診断」が取り入れられている。社員一人一人の性格や心の健康についてパソ

24年10月号_本文.indd 22 12/09/28 14:09

コンやスマートフォン、タブレットPCから設問に答える形で電子カルテを作成するとともに、それらに基づいて企業自体の傾向も分析できる。さらに精神面に不安のある社員に対しては、カウンセラーや臨床心理士がサポート。併せて、企業における問題点を洗い出し、社内における人材育成のためのコーチングセミナーも実施するものである。

▲プログラムを開発した吾沢沙都さん

吾沢さんは「こころの病気を知られることを嫌がるなど、企業の産業医に診断してもらえないケースもある。このプログラムが企業と産業医を結び付ける役目を果たすことで社員が辞めない企業づくりを支援し、県内の企業とそこに働く人たちを元気にしたい」と語る。

ITの活用と融合で企業経営に貢献したい

大橋理事長も「年収四五〇万円の社員が半年休職した場合、企業は年収を含めて、約八七五万円の負担をしなくてはならないとの試算もある。今回の取り組みは〝社員を減らさない、辞めさせないことで元気な会社を増やす〟ことが目的。これからも、長年培ってきたIT技術の活用や他の分野と融合することでいろいろな取り組みを展開し、企業経営に貢献していきたい」と将来を見据える。

組合員各社のノウハウを集約し、様々なIT関連業務を展開してきたITはまなこ協同組合。活躍の場をさらに広げ、次なる一〇年に向けてより一層の飛躍を図っていく。

▲新サービスの企業向け"人材育成プログラム"

県民運動 ふじのくに エコチャレンジ ACTION

みなさんの温暖化防止の取組みを募集しています!

エントリー受付中! 2012年6月1日(金)～2013年1月6日(日)

ホームページからエントリーいただけます。 http://f-ec.net/action

【参加方法】 エントリー用紙 ＋ エコ活動 ＋ カンタンな活動報告 ➡ 特典Get!

選べる!《部門》

エコライフ部門
家庭や生活にかかわるエコ活動

イベント部門
環境系イベントやエコ運営のイベント

エコグループ部門
団体・サークル・学校・地域でのエコ活動

CSR・エコオフィス部門
企業や職場などで取り組むエコ活動

エコショップ部門
小売店・飲食店・宿泊施設でのエコ活動

もらえる!《特典》 いろいろな特典がもらえます!

エントリーすると
❶もれなく! ★エントリーグッズプレゼント ★ブログや報告書で紹介
❷希望者に! ★プレスリリース ★ツール貸出 ★グリーン電力証書進呈

報告書の提出で
❶もれなく! ★ストップ温暖化ポイントカード (詳しくはこちら → http://f-ec.net/action/pointcard)
❷特にユニークな取組み報告者に! ★ふじのくにエコチャレンジCUP表彰 (2013年3月頃開催予定)

サンプルイメージ

お問合せ・エントリー申込
ふじのくにエコチャレンジ事務局
(静岡県地球温暖化防止活動推進センター内)
〒420-0851 静岡市葵区 黒金町12-5 丸伸ビル2F
Tel:054-271-8806 Fax:054-254-7052
E-mail:action@sccca.net

24年10月号_本文.indd 23 12/09/28 14:09

トラックの最新装備でさらなる安全と信頼を

当組合は静岡県西部地区において、主に自動車部品の輸送を取り扱っております。

乗務員の労働環境の改善策として、環境に優しい仕様の車輌を導入するのは当然ですが、乗務員の疲労を軽減させるとともに、安全運転のためのオプションを積極的に導入しています。

昔はオプションであったABSやエアバック、ディスチャージライトなどは標準装備となり、現在ではエアサスペンション、オートクルーズ、衝突軽減装置などをオプションで付けられるようになりました。

さらに乗務員の眠気防止装置もあり、トラックがふらつくとエアコンの吹き出し口から強い風が出てくるのには驚きました。

こうした装備を導入した働きやすい環境づくりが安全につながり、安全の継続がお客様のさらなる信頼に結びつけることができればと考えております。

静岡県西部青年中央会
副会長
松下敏雄
協業組合浜松輸送センター
代表理事

編集室便り

今月号のクローズアップインタビューにご登場いただいた協同組合まちづくり案内人・和座の川口良子理事長。

以前から“組合の名称を含め、活動内容について伺ってみたい”と思っていたところ、その機会が巡ってきた。

インタビュー当日、単刀直入に伺うと、明快な答えをいただいた。

「主役はあくまでも地域の方々。私たちはまちづくりの“サポーター”です」

「まちづくりの基本は職人技。現場に何度も足を運び、地域の方と“和みながら車座”になって話し合い、そこに自分たちの“技”をいかに発揮していくかです」

“自分たちはサポーター”、“現場に足を運ぶ”、“相手と十分に話し合う”

日頃、とかく忘れがちな大切なことを再認識されられた次第であった。（中村）

中小企業静岡10月号（通巻707号）

●発行人／ 静岡県中小企業団体中央会 〒420-0853 静岡市葵区追手町44-1 TEL／054-254-1511 FAX／054-255-0673
東部事務所 〒410-0881 沼津市八幡町7番1号 TEL／055-963-4511 FAX／055-963-8307
西部事務所 〒430-0929 浜松市中区中央1丁目17-19 TEL／053-453-2195 FAX／053-453-2198

●中央会ホームページ http://www.siz-sba.or.jp/ ●E-mailアドレス joho-kikaku@siz-sba.or.jp
皆様のご意見をお待ちしております。（TEL、FAX等でもお受け致します。）

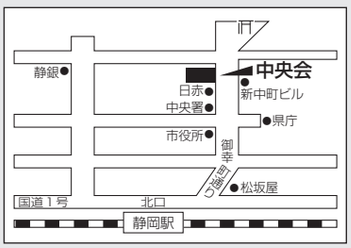

静岡事務所

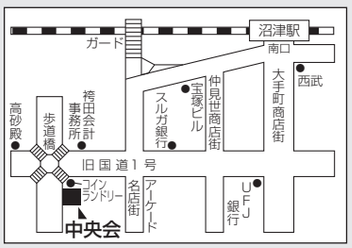

東部事務所

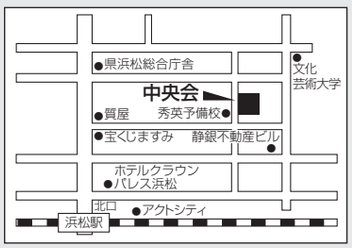

西部事務所

24年10月号_本文.indd 24 12/10/02 10:00

中央会共済制度のご案内

中小企業総合年金共済制度

事業所の資産形成（役員退職金など）として、
また途中で脱退一時金もいつでも受け取り可能！！

特色

（事業所、個人いずれの方法でもご加入いただけます。）

1　1口1万円（積立原資）＋1千円前後（補償分）の掛金
2　運用された積立分は、いつでも一時金としての給付
3　年金は60歳、65歳、70歳時に選択
4　補償分は、所得補償等をセット（地震・津波による身体被害も含まれる）

＜補償について（1口あたり）＞

1. 所得補償	加入者本人が病気・傷害により就業不能となったとき、免責期間（7日間）を超える就業不能期間について月5万円、1年を限度としてお支払いし、通算で1000日受け取るまで契約の継続が可能です。
2. 後遺障害見舞金	加入者本人が事故により180日以内に後遺障害を受けた場合、**3万円～100万円を**お支払いします。
3. 事故死亡見舞金	加入者本人が事故により180日以内に死亡した場合は、**100万円を**お支払いします。
4. 損害賠償	加入者本人と同居の親族が日常生活の事故により損害賠償を負担したものについて、**最高500万円**までお支払いします。

＜加入方法は2通りあります。＞

オールラウンドコース　主に事業主や企業の役員などの退職年金および退職慰労金などを積み立てるコースです。

マイライフコース　個人による年金など老後資金の積み立てのコースです。

＊ニーズに合わせて2つのコースよりお選びいただけます。もちろん両コースの併用もできます。

特定退職金共済制度

特色

この制度は「特定退職金共済団体」として所轄の税務署の承認を得て実施しています。

1. **勤労意欲の向上や雇用の安定・確保に有効です。**
   月々一定の掛金を積立てることにより、将来必要な多額の退職金を準備でき、充実した退職金制度をつくることができます。
2. **掛金は、損金または必要経費となります。**
   掛金は、一人月額30,000円まで、損金または必要経費に算入できます。
   また、中小企業退職金共済制度と企業年金との併用も認められます。
   ただし、他の特定退職金共済制度との併用はできません。
3. **手続きは簡単です。**
   加入・脱退時の手続きは簡単です。中央会の職員がご相談に応じています。

お問合せ先　静岡県中小企業団体中央会　業務課（054-254-1511）

中小企業における 環境ビジネスへの取り組みと連携の模索について
昭和43年10月1日第3種郵便物認可
平成24年10月1日発行（通巻707号）
毎月1日発行
発行人 静岡県中小企業団体中央会
〒420-0853 静岡市葵区追手町44-1
TEL.054（254）1511
FAX.054（255）0673
定価300円 年間3,600円

つもる話は アフター ファイブに。

仕事帰りにサクッと夕方がチャンス。

はずむ話は デイ タイムに。

休日にじっくり。家族一緒がナイス。

働く人に便利な2つの「相談会」が、
ますます利用しやすくなりました。

〈ろうきん〉全店OPEN!
水曜よりみち相談会
17:00～19:00

毎週水曜日 夕方 予約優先※1

県内〈ろうきん〉の全営業店で開催中!

TOPICS
ローンのこと、お金のこと。ご相談内容がひろがりました。
住宅ローンなど、各種ローンのご相談はもちろん、
預金や個人向け国債、投資信託の
ご相談もお取扱いします。
お金のことなら何でも幅広くご相談ください。
※個人向け国債、投資信託のご相談は予約制となります。

日曜のんびり相談会
9:00～12:00 13:00～16:00

毎週日曜日 予約制

県内〈ろうきん〉のローンセンターで開催中!

TOPICS
週末はご家族で。3ローンセンターでは土曜日も相談OK。
お客様の声にお応えして土曜日も相談会を開催。
土曜日開催店
◎浜松中央ローンセンター
◎静岡中央ローンセンター
◎富士ローンセンター

※1 ご予約のない場合、混雑状況により当日のご相談をお受けできないこともありますので予めご了承ください。
※ いずれの相談会も、一部開催しない日がございます。

〈ろうきん〉が初めての方も大歓迎。ぜひお近くの〈ろうきん〉へ。

お近くの〈ろうきん〉はこちらから!
モバイル版にアクセス!

ろうきん
静岡県労働金庫

お問い合わせ ご予約は
ピポパ de ろうきん 携帯電話からでもOK!
フリーダイヤル 平日 9:00～18:00
0120-609-123
インターネットホームページ
http://shizuoka.rokin.or.jp